

平成16年第1回本巢市議会臨時会議事日程（第2号）

平成16年2月13日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について
- 日程第12 もとす広域連合議会議員の選挙について
-
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘

32番 林 和 治
34番 宮 川 久 夫
36番 高 橋 一
38番 高 橋 義 和
40番 遠 山 利 美
43番 村 瀬 治
45番 瀬 古 孝 雄
47番 川 村 高 司
49番 白 井 茂 臣
51番 白 木 健

33番 春日井 万 里
35番 高 橋 秀 和
37番 出 村 宏 行
39番 高 田 弥
41番 杉 山 潔
44番 稻 葉 信 春
46番 鵜 飼 静 雄
48番 三 島 智 恵 子
50番 中 野 治 郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長 職務執行者	矢 野 勝	参 与	新 谷 哲 也
参与兼合併 プロジェクト外室長	守 屋 太 郎	収 入 役 職務代理者	高 田 善 和
総務部長	溝 口 義 弘	企 画 部 長	高 橋 武 夫
市民環境部長	土 川 隆	健康福祉部長	中 村 節
産業建設部長	服 部 次 男	上下水道部長	林 賢 一
教 育 長 職務代理者	堀 部 秀 夫	根 尾 総合支庁長	島 田 克 広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

開議の宣告

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は49名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において議席番号 8 番 日浦興和君と 9 番 浅野英彦君を指名いたします。

日程第 2 諸般の報告

議長（村瀬 治君）

日程第 2、諸般の報告を行います。

昨日開催された議会運営委員会において、委員長が稲葉信春君に、副委員長が川口金二郎君に決定しましたので御報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 3 報告第 1号から日程第10 報告第 8号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第 3、報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市役所の位置を定める条例ほか 157件の条例）、日程第 4、報告第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度一般会計暫定予算のほか 6 件の暫定予算）、日程第 5、報告第 3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合への加入）、日程第 6、報告第 4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢消防事務組合への加入ほか 3 件の一部事務組合への加入）、日程第 7、報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜地域広域市町村圏協議会への加入）、日程第 8、報告第 6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市指定金融機関の指定）、日程第 9、報告第 7号 専決処分の承認を求めることについて（織部の里もとすの指定管理者の指定のほか 5 件の指定管理者の指定）、日程第10、報告第 8号 専決処分の承認を求めることについて（証明書の交付等の事務委託）を一括議題とします。

市長職務執行者提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長職務執行者 矢野 勝君。

市長職務執行者（矢野 勝君）

皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま一括提案いただきました議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

本議会は本巣市として初めての議会であります。執行部から御審議願いたく提出させていただきました議案につきましては、通常と異なり、本巣市のスタートのための専決処分をさせていただいた議案で、報告案件 8 件、議案案件 1 件であります。そのうちで、議案案件につきましては別途また提案していただくことになっておりますが、日程第10までにつきまして御説明申し上げます。

報告第 1 号、本巣市役所の位置を定める条例ほか 157 件の条例の専決処分の承認を求めることについてであります。本案件は、本巣町、真正町、糸貫町及び根尾村の廃置分合により新市本巣市が発足いたしましたことに伴い、本巣市が行政事務を運営するにおいて必要な条例 158 件について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により平成16年 2 月 1 日付をもって専決処分したものであります。これら条例については、旧 3 町 1 村間において事務のすり合わせ等を行い、重要事項については合併協議会においてお諮りし、審議を賜って策定したものであります。これら条例は空白期間を設けることができないものであるため、専決処分したものであります。

次に報告第 2 号、平成15年度一般会計暫定予算のほか 6 件の暫定予算の専決処分の承認を求めることについてであります。これは、本巣市の一般会計ほか 6 件の会計予算について、地方自治法施行令第 2 条の規定により、いずれも 2 月から 3 月までの 2 ヶ月間の暫定予算を編成したものであります。

それでは、この会計の説明を申し上げます。

平成15年度一般会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億 1,500万円、国民健康保険特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ事業勘定では 6 億 7,600万円、施設勘定では 8,000万円、老人保健医療特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 600万円、簡易水道特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 億 100万円、農業集落排水特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億 8,100万円、公共下水道特別会計暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 3,500万円といたしております。また、水道事業会計の暫定予算につきましては、収益的収入及び支出は 1 億 6,804万 5,000円、資本的収入は 1,501万 9,000円、資本的支出を 3 億 7,273万 5,000円といたしております。

続きまして報告第 3 号、もとす広域連合への加入についての専決処分の承認を求めることについて、報告 4 号、本巣消防事務組合への加入ほか 3 件の一部事務組合への加入についての専決処分の承認を求めることについて、報告第 5 号、岐阜地域広域市町村圏協議会への加入についての専決処分の承認を求めることについてであります。これは、本巣市の設置に伴い、もとす広域連合、本巣消防事務組合、岐阜県市町村会館組合、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合、西濃環境整備組合、岐阜地域広域市町村圏協議会に加入するため、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき、関係地方公共団体との協議によりこれを定め、同法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をしたものであります。

続いて報告第6号、本巢市指定金融機関の指定についての専決処分の承認を求めることについてであります。本巢市が設置されたことに伴い、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第268条第2項の規定に基づき本巢市の指定金融機関を指定し、同法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

続いて報告第7号、織部の里もとすの指定管理者の指定のほか5件の指定管理者の指定についての専決処分の承認を求めることについてであります。今回の地方自治法第244条の2関係の改正により管理委託制度が廃止され、公の施設に係る管理主体の範囲を民間事業者等まで広げられるよう指定管理者制度が導入されたことにより専決処分をしたものであります。

続いて報告第8号、証明書の交付等に関する事務の委託についての専決処分の承認を求めることについてであります。これは、37市町村が広域にて相互に証明書の交付等の事務委託を行うものでありますが、旧3町1村を行ってきた経緯を踏まえ、引き続き行うこととして地方自治法第252条の14の規定に基づき、岐阜市ほか36団体と協議によりこれを定め、同法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。どうか十分御審議いただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます、説明を終わります。

議長（村瀬 治君）

ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前9時15分 休憩

午後1時00分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 報告第1号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市役所の位置を定める条例ほか157件の条例）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

35番 高橋君。

35番（高橋秀和君）

これは私が思うことですが、条例というものが制定されていく中で、あるいは予算を組んでいく中で、条例に記されている項目の中に規則とか、あるいは要綱というのが実はつくられていくわけですね。通常ですと、この条例に付してそうした要綱規則も提示をされていくのが普通だ

と思うんですが、今回、条例のみが提示されておるわけなんです、そういった点、本巢市になって時間的な問題も含め事務等々もあるんだらうと思いますが、そういった規則、要綱についてはいつごろ配付、あるいは提示される予定なのか、お伺いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今回、専決条例ということで大変多くの条例を提案させていただきました。報告をさせていただいたわけですが、確かにおっしゃるとおり、これと合わせまして、規定あるいは要綱、あるいは規則、それぞれ専決をしております。当然、この報告に当たって御提示をするのが本当だったと思いますけれども、その配慮が足らなかったという点については深くおわびを申し上げたいと思います。なお、この仮例規につきましては、3月の中までにはきちっとしたものを議員さん方に配付する予定で考えております。何とか御了解をいただきたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

〔「はい、了解しました」と35番議員の声あり〕

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼さん。

46番（鵜飼静雄君）

今後のこともありますので、二、三簡単にお伺いしておきたいと思いますが、一つは、8ページに支所及び出張所の条例がございますが、その下の一覧表の中では御承知のとおり根尾の総合支庁が記載されています。ということは、一覧表の中では、支庁と支所とその下に出張所という三つが記載されているわけですが、その前文となるところにおいては支所と出張所しか記されていないということで、若干の不備があるんじゃないかという気がいたしますが、どのようにお考えなのかということが一つです。

もう一つは、341ページの教育センター条例がございますが、この中の第3条の(5)番でALTに関することというふうには書いてあります。間違いではもちろんないんですが、条例でつくる上においてどういう表記の仕方がいいのかということから考えてみたときに、これで本当にいいのかなという気がいたします。日本語というのいろいろあるんで、おおむねのことは日本語で書きあらわせるだらうと私は思うんですが、ALTというのをどうしても使わなければならない、あるいは使いたいということであれば括弧書きでその説明書きをすとかいう形での表現上の配慮というのはした方がいいんじゃないかというふうに思うんです。たまたま気づいたのはここですが、ほかでもあるかもしれません。そういった配慮を全体について、次回、何らかの形で改正なんかをされるときにはその辺を考えてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

あともう1点ですが、先ほども申し上げましたけれども、指定管理者の問題について一つだけ私が非常に危惧をしておりますのは、今回は時間的な余裕がなく専決処分指定管理者を決めました。けれども、原則的には公募という形になりますね。そうすると、5年間ですから5年後という話になりますけれども、そのときに公募した場合に、今、現にいろいろやってもらっている財団法人とか森林組合とか、そういうところと競争という形になり得るわけですね、理論的には。そうになると、非常に難しい問題が起きてくる危険性がないんだろうかというふうに危惧をしているわけですけれども、その辺は何かお考えがありましたらお伺いしたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

鵜飼さんの第1点と第3点につきまして、総務部長の方からお願いをいたします。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、鵜飼議員の第1点目の本巢市役所支所設置条例の件についてお答えをさせていただきます。

今、議員から御指摘がございましたように、自治法におきましては155条の1項、今回、根尾の総合支庁につきましては、この条例上におきましては支所の位置づけをしたというふうに考えておりますけれども、本来の支庁という名前を使いますと、これは自治法上でいいますと、都道府県にあっては支庁を設けることができる、市町村にあっては支所及び出張所ということで、今後におきましては、根尾の総合支庁という名称の取り扱いについて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、とりあえずは今の表現上におきましては支所の中の総合支庁というふうに理解をいただきたいと思います。表現的に非常にあいまいな部分がございますので、こういうことになったということでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。

それから、第2点目の指定管理者制度の部分におきまして、既存の財団との競合についてどのように考えるかということでございますけれども、これにつきましてはできる限り、今現在それぞれ市が設置して管理を行っているという中から考えますと、やはり財団に御協力願ひ、引き続きそういう形で管理がしていただけるような努力をしていただくということになるのではなかろうかなというふうに考えております。以上です。

議長（村瀬 治君）

質問の第2点につきましては、教育長の職務代理者からお答えをさせていただきます。

教育長職務代理者（堀部秀夫君）

御質問の第2点目の、ALTに関する事で御答弁させていただきます。

このことにつきましては、英語指導助手のことを指しておるわけですが、一般的に通用する言葉ではないかもわかりません。今後、よく注意しまして、しかるべきときに加筆訂正をさせていただきますというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

鵜飼議員さん、よろしいですか。

〔「結構です」と46番議員の声あり〕

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第1号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村さん。

47番(川村高司君)

では、発言のお許しをいただきましたので。先ほど全協等での詳細な討議の中で、特に48号、契約やあるいは財産取得に関する条例の1億5,000万円という枠がやはりこの本業市の実情に合っていないのではないかと。これから我々は小粒でもびりりと辛い本業市をつくっていくという点では、こういう点でも独自性を持ってきちっと住民の負託にこたえていく必要があると思います。そういう点では、こうした条例の特に住民のいろいろ関心のある部分については、もっと詳細に議会が活動をし、そしてこの結果を出していく、こういう責務があるのではないかと思います。そういう点から見ますと、この1億5,000万円という48号の額は、先ほど申し上げましたが、大ざるになるのではないかと。執行者から、そういう点は今後も細心の努力を払って疑念のないようにしていくという御答弁をいただき、そういうことは期待をいたしますが、しかし、いかんせん、条例の中にこういうたいがある以上、それ以外のものについては議会もざるからこぼれていってしまうという問題があると思います。

それから、62号にいたしまして、民間事業者への採用という問題についても、これから国が行っていくPFI等との関連で、やはり本来の自治体の固有の機能がそれで損なわれていく可能性がある、そういう点での疑念を残すおそれがあります。

願わくは、この2件については分離して採択をされればよろしいわけですが、一括ということで、残念ながらこの案件については反対をいたします。以上です。

議長(村瀬 治君)

ただいまより暫時休憩をいたします。

午後1時14分 休憩

午後1時17分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、原案に賛成の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、大西君。

30番（大西徳三郎君）

考えの相違はあるということではありますが、執行部から出て既に専決処分されておるということで、我々は何ら異議を申し立てるわけではありません。したがって、賛成をいたします。

議長（村瀬 治君）

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市役所の位置を定める条例のほか 157件の条例）についてを採決いたします。

報告第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市役所の位置を定める条例のほか 157件の条例）は、承認することに決定いたしました。

日程第4 報告第2号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第4、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計暫定予算のほか6件の暫定予算）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いをいたしますが、市長選挙が来月実施されるということで市長選挙費が組まれておりますが、市長ですと、その選挙運動に関して公営の部分が、例えば車の問題とかポスターとかありますね。そういった予算がこれには組まれていないと思います。それは、やらなければやらないで結構なんですけれども、そのあたりの問題がどうなのかなということが一つです。このままの形でいけば、予備費で流用して使うということにならざるを得ないということになると思うんですが、もし使うのであれば、だから、その辺をどうお考えなのかということと、それと市になって今まで

の町村段階と違うなあというところを見せるために、選挙そのものがもっとオープンな、あるいは住民にわかりやすい選挙にしていくことが必要ではないかというふうに思います。その方法として一つは、例えば候補者による公開討論会をやるとか、あるいは衆議院とか国政選挙のように選挙公報を配布するとか、そうした住民にもっとわかりやすい形というのを考えていく方が市にふさわしいのではないかというふうに思っていますが、そのあたりはいかようにお考えでしょうか。

議長（村瀬 治君）

総務部長、答弁。

総務部長（溝口義弘君）

鵜飼議員の御質問にお答えをさせていただきます。

後ほど、議案として市議会議員及び市長の選挙による自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例というのを提案しております。この条例を提案してある中で、予算的な確保ができていないということでございますが、今、議員が申されましたように、この条例が議決されるならば、市長選挙において費用として必要になりますので、そうした場合にはお話のとおり予備費で充当をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、今後の選挙のあり方については、今後、選挙管理委員会等の中で協議をして諮ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1番目の問題につきまして、全国にたくさんの市がございますが、そうした中で公営、特にはがきについては町村でもそうなんですけれども、市になってふえるポスター、あるいは車についての公営をやっているところというのはどのくらいあるのか。あるいは、合併したところで最初からそういうふうに行っているところはどうかということはおわかりでしょうか。わかったら教えていただきたいということが一つと、二つ目については、先ほど申し上げたような件については、ぜひ早急に選挙管理委員会で論議をしてほしいというふうに思いますが、そういう意味の答弁なんです。

議長（村瀬 治君）

参与 新谷君。

参与（新谷哲也君）

鵜飼議員さんの御質問の中の、選挙公営の条例を持っている自治体でございますね、特に市ですね。全国的な調査は把握しておりませんが、県内の状況におきましては、既に立ち上がっている市が、飛騨市と本巣市は今こういう議論の場でございますので除きまして、14市プラス山県、瑞穂の16市の中では、瑞穂は持ってありませんが、山県は持っております。ほかの市も持っているということで、県の選管からは聞いております。県内の市の状況はこのように把握しておりますが、ただ

全国的な市の数といいますのはちょっと把握しておりませんので、御容赦いただきたいと思いません。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第2号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計暫定予算のほか6件の暫定予算）を採決いたします。

報告第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度本巢市一般会計暫定予算のほか6件の暫定予算）は、承認することに決定いたしました。

日程第5 報告第3号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第5、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合への加入）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第3号は委員会付託を省略したいと思

が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合への加入）を採決します。

報告第3号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（もとす広域連合への加入）は、承認することに決定いたしました。

日程第6 報告第4号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第6、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢消防事務組合への加入ほか3件の一部事務組合への加入）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第4号は委員会付託を省略したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢消防事務組合への加入ほか3件の一部事務組合への加入）を採決します。

報告第4号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（本巢消防事務組合への加入ほか3件の一部事務組合への加入）は、承認することに決定いたしました。

日程第7 報告第5号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第7、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜地域広域市町村圏協議会への加入）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第5号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第5号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜地域広域市町村圏協議会への加入）を採決します。

報告第5号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜地域広域市町村圏協議会への加入）は、承認することに決定しました。

日程第8 報告第6号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第8、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本業市指定金融機関の指定）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

旧町村では、そこにある金融機関を順繰りに指定しているところもあったと思います。今回は西濃信用金庫ですけれども、本業市としては今後指定金融機関の取り扱いをどのようにされるか、もし決まったら教えていただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

総務部長、回答。

総務部長（溝口義弘君）

三島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

指定金融機関につきましては、今回、西濃信用金庫ということで指定をしておりますが、今後の取り扱いについてはまだ定まっておりませんので、御了解いただきたいと思います。以上です。

議長（村瀬 治君）

三島議員よろしいですか。

48番（三島智恵子君）

それでは、新しい市長が誕生しましたら、早い時期に議会にもそのことについての協議をいただけるでしょうか、その点だけ確認いたします。

議長（村瀬 治君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

今回、西濃信用金庫につきましては、17年10月31日の期限を切っております。その間におきまして新しい市長が誕生しましたら、議会の皆さん方に御協議をしてみたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第6号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市指定金融機関の指定）を採決します。

報告第6号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市指定金融機関の指定）は、承認することに決定しました。

日程第9 報告第7号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第9、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（織部の里もとすの指定管理者の指定のほか5件の指定管理者の指定）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第7号は委員会付託を省略したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（織部の里もとすの指定管理者の指

定のほか5件の指定管理者の指定)を採決します。

報告第7号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて(織部の里もとの指定管理者の指定のほか5件の指定管理者の指定)は、承認することに決定しました。

日程第10 報告第8号(質疑・討論・採決)

議長(村瀬 治君)

日程第10、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(証明書の交付等の事務委託)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第8号は委員会付託を省略したいと思います
が、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(証明書の交付等の事務委託)を採決します。

報告第8号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて(証明書の交付等の事務委託)は、承認することに決定しました。

日程第11 議案第1号(上程・説明・質疑・委員会付託)

議長(村瀬 治君)

日程第11、議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスター

の作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長職務執行者の提出議案について、提案理由の説明を求めます。

矢野さん。

市長職務執行者（矢野 勝君）

それでは、ただいま提案いただきました議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について御説明申し上げます。

公職選挙法第141条第8項並びに同法第143条第15項の規定により、国または地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い、もしくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、または候補者の選挙運動の費用を負担する制度で、今回、条例の制定をお願いするものであります。十分御審議いただきまして、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

詳細な説明がないのでなんですけれども、第2条で、自動車の場合については候補者1人6万4,500円、あるいはポスターについては510円48銭掛ける云々ということが記載されておりますが、先ほど予算のときに若干お伺いしましたように、この近隣で合併したところは山県市と瑞穂市、山県市にはこうした条例はあるけれども瑞穂市にはないということで、合併して即こうした条例をつくらなければならない状態には必ずしもないのではないかというふうに思われます。とりわけ、選挙の公営をなされていくという背景には今までの旧町村と比べて区域が非常に広くなるとか、あるいは供託金が課せられるとか、そういう幾つかの事情があるんだろうと思いますけれども、公選法を見てみますと、今申し上げたような金額というのは上限ですね。だから、その範囲内で無料にすることができるという、あくまでもできる規定なんです。だから、市になったから即つくるといえるものではなく、仮につくるとしても金額的にも、あくまでもこの上限ですから、本巢市においては地域の状況やいろんなことを踏まえてどのくらいが妥当なんだろうという論議の期間があって出されてしかるべきではないかというふうに思います。それが、急遽今回というか、しょっぱなから出てくるというのはどうも解せない気がいたしますが、その辺をまずどのようにお考えであったのでしょうか。

議長（村瀬 治君）

回答者、参与 新谷君。

参与（新谷哲也君）

鵜飼議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

この条例につきましては、議員おっしゃいましたように、できる規定でございますので、つくづくつくりたくないの判断がまずございます。既存の市は持っております。また、山県におきましては、先ほど議論を十分詰めてからというお話もありましたが、私どもは必要だろうということで今回御提案させていただいておりますが、あちらはとも専決でやられたみたいでございます。先ほど言いましたように、この条例の趣旨というのは市しかできません。市になりますと行政区域が広いところから、やはり選挙期間中に行動範囲が広がりますので、こういうような費用も公費でというような考え方で、市だけが持てる条例でございます。そういった中で、やはり既存のそれぞれの区域から広い区域になりましたので、こういう費用を公費で持つという考え方に立ちまして、今回、御提案させていただいております。

ただ、先ほど金額の方を申しされましたが、もう一つはポスターの枚数を、例えば国政や国の選挙でいきますと2枚見ておるわけでございますが、市の中でも2枚まで、要はポスター枚数を2回分まで見ているというのはあるんですけど、この市におきましてはやはり選挙期間が国政や県政に比べまして短いので1枚という形で、ポスターの枚数を見るのが、ほかの市では2枚見ているところもありますし、1枚しか見ていないところもあります。それを私どもの方は枚数は1枚が適当であるということもこの条例の判断の中に入れておりますので、さっき言いました金額の部分での議論はあるかと思いますが、そういう意味での一応内部の検討をした上で条例を提案させていただいておるといことは御理解いただきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

説明された部分については、話をされている内容については理解しますが、言い分については必ずしも理解はできない部分がありまして、特に、俗に言えばこうした問題というのは議員の利害関係にかかわる問題でもありますね。だから、そうした問題が執行部だけの提案でやられるということ、議会と何ら相談もなくやられるということがやっぱりよくないんじゃないかと。手続上の問題としても好ましくないんじゃないかというふうに思うわけですね。だから、そういう観点からすれば、今回決めるというよりも、継続審議してどこかの委員会でもさらに内容について詰めてもらうのが、提案された以上やっぱりそういう形をとるのがいいんじゃないかというふうに思うんですが、どうしても今回決めないと執行部としては困るわけですか。

議長（村瀬 治君）

参与 新谷君。

参与（新谷哲也君）

先ほどもありましたように必置規定ではございませんので、どうしてもなければいけない条例ではございませんので、その辺はいろいろきょう御提案させていただいた中で議員さん方の御意見もいただきながら、また対応を考えさせていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

特に私、自分の経験で申し上げますと、よその市の選挙のときに見ておきますと、ハイヤーで選挙運動をやっていたんですね。どうしてかなあと思って、そのときにびっくりして改めて知ったわけですが、この条例の中でも、ハイヤーを使うと1日6万幾らという形がありますね。そんなところまで見る必要があるのかどうなのか、本当に議論の余地が幾らでもあるところだと思うんですね、これは。だから、そういったことが、もともとから言えば先ほど申し上げたように議会でする議論をしながら、その上で提案されるというのが普通の流れなんですね、こういう問題については。そのあたりのルールがちょっと外れておるのではないかというふうに思います。中身、個々についてまだいろいろ思いはありますけれども、少なくとも流れについてはそういうふうに私は言わざるを得ないと思うんです。どうでしょう。

議長（村瀬 治君）

回答、新谷君。

参与（新谷哲也君）

この条例を御提案させていただきました理由の一つに、選挙の時期というのもございます。この時期ですとまだ雪も降ったり、やっぱり風雪関係が結構まだ厳しゅうございます。特に北の方へ行きますと、豪雪地帯ということで雪も深うございますし、そういう関係で、今後、市長選におきましても議会議員選挙におきましても、そういう広い地域、ましてやそういう天候的なところではポスターがはがれてしまう可能性も高いもので、そういう部分を経費として公費で持たせていただければ、いろいろ費用もかさみますのでという形でその必要性を、やはりこの時期の選挙ですので、今回の時期から導入させていただいてということ考えさせていただいた次第でございます。

手続につきましては、こちらは今回からという御判断で提出させていただいたところですが、その辺のところにつきましては、議員さん方の御判断にお任せさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

三島君。

48番（三島智恵子君）

今、いろいろ議論が出ているようでございますけれども、もともと合併というのは行政改革をしようということで、かかる費用を少しでも軽くしようというところから発足をしたというふうに思っております。それで、今回初めての市長選挙に、もしも条例が適用されてハイヤーで選挙運動をやったというようなことがあった場合には、やはり市民は納得できないんじゃないかと、そういう問題も出てくるというふうに私は考えます。ですから、もうちょっと継続審議かなんかにしていただいて、よく中身を練ってから決めていただく方がいいと思います。それで、もし話し合いがつか

ないようでしたら、議運かなんかで取り扱いについてちょっと話し合っていたらいかがかと思しますので、提案いたします。

議長（村瀬 治君）

ただいま三島議員から、議運で検討していただけないものかというような御発言でございましたが、この点について。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

浅野さん。

9番（浅野英彦君）

討論ではないのにこういう意見を言っはいけないかもしれませんが、一言申させていただきますと、これは公選法の中でより多く、こういう合併の場合に大きな範囲になるということでなされているものに対して執行部側は出してきたというふうに私は解釈しております。その点について、金銭的なものもやっぱりいろんな意味で加味した金額を出しておると思いますので、私は一応認めていきたいというふうに個人的には思っております。以上です。

議長（村瀬 治君）

ほかに御意見ございませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

今後のこともありますので一言だけ申し上げさせていただきますと、議会、あるいは議員の身分、そういった利害関係に係るような問題については事前に議会と話し合った上で方向づけをするというのが私は原則だと思うんです。そうでないという方が多ければ仕方ありませんけれども、私は少なくとも糸貫ではそういう形でやってきたつもりです。だから、この問題については残念ながらその手続がとられていないという意味では、やはり今即決するというよりももうちょっと詰めてやった方がお互いのために、あるいはこの議会の運営上の問題としてもいいんではないかというふうに思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（村瀬 治君）

はい、30番。

30番（大西徳三郎君）

今議論があります。議案として提出され、議会運営委員会の一員としても、議会運営委員会にもかかっていないし、正直言いまして皆さん、つぶられておる最後にあったということで詳細もわかっていないということが現実だと思います。実際、三島議員からありましたように、一回議会運営委員会に諮らせていただくのがいいのではないかと、そんなふうに思いますので、議長、よろしくお願いします。

議長（村瀬 治君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 1 時55分 休憩

午後 2 時34分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は全員でございます。全協で御協議した議案を協議していただきますが、ただいま議題となっております議案第 1 号は総務委員会に付託し、閉会中も継続審査することにしたと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第 1 号は総務委員会に付託し、閉会中も継続審査することに決定いたしました。

日程第12 もとす広域連合議会議員の選挙について

議長（村瀬 治君）

日程第12、もとす広域連合議会議員の選挙を行いたいと思います。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午後 2 時35分 休憩

午後 3 時18分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名全員であります。引き続き会議を開きます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については、指名推選で行うことと決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

もとす広域連合議会議員に、浅野英彦君、林和治君、道下和茂君、若原敏郎君、鶴飼静雄君、以上 5 名の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した方をもとす広域連合議会の議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した方がもとす広域連合議会議員に当選されました。

ただいまもとす広域連合議会議員に当選されました方が議場におられます。会議規則第31条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

散会の宣告

議長（村瀬 治君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、2月14日、2月15日は休会とし、2月16日午前9時から本会議を開議しますので、御参集ください。

本日はこれで散会とします。

午後3時22分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

